（自由記載欄）

（注１）農業振興区域内の農地についてのみ選択可能。
（注２）市街化区域外のみ選択可能。また、農地の所有者のみ選択可能。

記

農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）

（備考）
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則の廃止）

第三条　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則（平成七年農林水産省令第三号）は、廃止する。

（土地改良法施行規則の一部改正）

第四条　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、農地保有合理化法人」を削る。

第五十八条中「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に改める。

第六十九条の二中「農地保有合理化法人、」を削る。

第七十条及び第七十一条中「、農地保有合理化法人」を削る。

第八十四条の二中「農地保有合理化法人又は」を削り、「農地利用集積円滑化団体」の下に「又は農地中間管理機構」を加える。

第八十六条中「人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十三号）」を「人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）」に改める。

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号イ(1)及び第四十三条第二号イ(1)中「第十二条の二第一項」を「第十三条第一項」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一号中「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人、同法第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号ロ」に改める。

（国有林野の活用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　国有林野の活用に関する法律施行規則（昭和四十六年農林省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人又は同法第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号ロ」に改め、同条第七号中「すべてをみたして」を「全てを満たして」に改め、同号イ中「行なう」を「行う」に改め、同号ロ中「すべて」を「全て」に改める。

附　則

この省令は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第二十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一六、九一九人」を「一六、六一七人」に改め、同表林野庁の項中「四、九四四人」を「四、八七九人」に改め、同表水産庁の項中「八七〇人」を「八八三人」に改め、同表合計の項中「二二、七三三人」を「二二、三七九人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十六号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第九条第三項、第十一条第三項、第二十条第二項、第二十一条第三項及び第四十一条第四項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二十八人」を「二十七人」に、「五十二人」を「五十四人」に改める。

第八条の見出し及び同条第一項中「管理官」の下に「、人事企画調整官」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　人事企画調整官は、地方農政局及び北海道農政事務所の職員の人事管理に関する特定事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第九条の見出し中「会計監査室」の下に「及び情報室」を加え、「及び会計監査官」を「、会計監査官及び情報企画官」に改め、同条第一項中「会計監査室」の下に「及び情報室」を加え、「及び会計監査官十人」を「、会計監査官十人及び情報企画官三人」に改め、同条中第八項を第十項とし、第四項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4　情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する総合的な企画及び立案並びに推進に関すること。

二　農林水産省の保有する情報の安全の確保に関すること。

三　農林水産省の保有する個人情報の保護に関すること。

5　情報室に、室長を置く。

第九条に次の一項を加える。

11　情報企画官は、命を受けて、農林水産省の情報システムに関する専門の事項並びに評価改善課の所掌事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第十四条の三の見出しを「（管理官及び会計専門官）」に改め、同条第一項中「情報室並びに管理官一人、会計専門官一人、情報企画官六人及び首席情報企画官」を「管理官及び会計専門官それぞれ」に改め、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項及び第七項を削る。

第十四条の六の見出しを「（統計管理官、数理官、情報企画官及び首席情報企画官）」に改め、同条第一項中「及び数理官」を「、数理官一人、情報企画官三人及び首席情報企画官」に改め、同条に次の二項を加える。

4　情報企画官は、命を受けて、統計企画管理官のつかさどる職務のうち統計に関する情報システムに関する技術の研究並びに当該システムの設計及び利用に関する専門の事項並びに統計企画管理官の職務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関するものを助ける。